

芦屋市市税条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第13条 (省略)</p> <p>2 <u>法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人</u> (以下この節において「外国法人」という。) に対するこの節の規定の適用については、<u>恒久的施設 (法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)</u> をもつて、 <u>その事務所又は事業所とする。</u></p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令 (昭和25年政令第245号。以下「令」という。)</u> 第47条に規定する収益事業を行うもの (当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第18条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。) 又は法人課税信託の引受けを行うものは、<u>法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</u></p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第19条 (省略)</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>5 <u>法第23条第1項第17号</u>に規定する特定株式等譲渡所得金額 (以下この項及び次項並びに第26条の3において「特定株式等譲渡所得金額」という。) に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p>	<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第13条 (省略)</p> <p>2 <u>外国法人</u> <u>に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で地方税法施行令 (昭和25年政令第245号。以下「令」という。)</u> 第46条の4に規定する場所をもつてその事務所又は事業所とする。</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>令</u> 第47条に規定する収益事業を行うもの (当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第18条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。) 又は法人課税信託の引受けを行うものは、<u>法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</u></p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第19条 (省略)</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>5 <u>法第23条第1項第16号</u>に規定する特定株式等譲渡所得金額 (以下この項及び次項並びに第26条の3において「特定株式等譲渡所得金額」という。) に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p>

改正案	現 行
<p>6 (省略)</p> <p>(法人税割の税率)</p> <p>第23条 法人税割の税率は、<u>100分の12.1</u>とする。</p> <p>(法人税割の課税の特例)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年400万円以下であるものに対する当該事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。第5項において同じ。）分又は当該連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に<u>12.1分の2.4</u>を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>(1) 資本の金額又は出資金額が1億円以下である法人</p> <p>(2) 資本又は出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）</p> <p>(3) 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を<u>行うもの</u></p> <p>2～5 (省略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第46条 (省略)</p> <p>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が_____，外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3・4 (省略)</p>	<p>6 (省略)</p> <p>(法人税割の税率)</p> <p>第23条 法人税割の税率は、<u>100分の14.7</u>とする。</p> <p>(法人税割の課税の特例)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者で、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年400万円以下であるものに対する当該事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。第5項において同じ。）分又は当該連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に<u>14.7分の2.4</u>を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>(1) 資本の金額又は出資金額が1億円以下である法人</p> <p>(2) 資本又は出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）</p> <p>(3) 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を<u>行なうもの</u></p> <p>2～5 (省略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第46条 (省略)</p> <p>2 法の施行地に_____主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、<u>法の施行地外にその源泉がある所得について</u>、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3・4 (省略)</p>

改正案	現 行
<p>5 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第49条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。</p>	<p>5 法人税法第74条第1項_____の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第145条___において準用する場合を含む。以下この項及び第49条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法第145条___において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。</p>
<p>6 （省略） （法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）</p>	<p>6 （省略） （法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）</p>
<p>第49条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>	<p>第49条 法人税法第74条第1項_____の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>
<p>2 （省略） 第65条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産につい</p>	<p>2 （省略） 第65条 法第348条第2項第10号から第10号の7までの固定資産につい</p>

改正案	現 行
<p>て同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p> <p>第67条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p> <p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第93条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 <u>2,000</u> <u>円</u></p>	<p>て同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の7までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p> <p>第67条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p> <p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第93条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 <u>1,000</u> <u>円</u></p>

改正案	現 行
<p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 <u>2,000円</u></p> <p>ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 <u>2,400円</u></p> <p>エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（二以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が、0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 <u>3,700円</u></p>	<p>イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 <u>1,200円</u></p> <p>ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 <u>1,600円</u></p> <p>エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（二以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が、0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 <u>2,500円</u></p>
<p>(2) <u>軽自動車及び小型特殊自動車</u></p> <p>ア <u>軽自動車</u></p> <p>二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 <u>3,600円</u></p> <p>三輪のもの 年額 <u>3,900円</u></p> <p>四輪以上のもの</p> <p>乗用のもの</p> <p>営業用 年額 <u>6,900円</u></p> <p>自家用 年額 <u>10,800円</u></p> <p>貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 <u>3,800円</u></p> <p>自家用 年額 <u>5,000円</u></p> <p>イ <u>小型特殊自動車</u></p>	<p>(2) <u>軽自動車</u></p> <p>ア 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 <u>2,400円</u></p> <p>イ 三輪のもの 年額 <u>3,100円</u></p> <p>ウ 四輪以上のもの</p> <p>乗用のもの</p> <p>営業用 年額 <u>5,500円</u></p> <p>自家用 年額 <u>7,200円</u></p> <p>貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 <u>3,000円</u></p> <p>自家用 年額 <u>4,000円</u></p> <p><u>専ら雪上を走行するもの 年額 2,400円</u></p> <p>(3) <u>小型特殊自動車</u></p>

改正案	現 行
<p>農耕作業用のもの 年額 <u>2,400円</u></p> <p>その他のもの 年額 <u>5,900円</u></p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 <u>6,000円</u></p> <p>附 則</p> <p>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第11条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。<u>以下この条において同じ。</u>）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する<u>公益法人等</u>（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）<u>を同条第3項</u>に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（<u>同法第40条第6項から第11項</u>までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額，譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</p> <p>第13条 <u>削除</u></p>	<p>ア 農耕作業用のもの 年額 <u>1,600円</u></p> <p>イ その他のもの 年額 <u>4,700円</u></p> <p>(4) 二輪の小型自動車 年額 <u>4,000円</u></p> <p>附 則</p> <p>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第11条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで_____の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する<u>公益法人等</u>（同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）<u>を同法第40条第3項</u>に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（<u>租税特別措置法第40条第6項から第10項</u>までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額，譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</p> <p><u>(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)</u></p> <p>第13条 <u>所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条第1項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額（以下第3項までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住</u></p>

改正案	現 行
	<p>用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第29条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</p> <p>3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法第41条の5第7項第1号に規定する買換資産に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第29条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民</p>

改正案	現 行
	<p>税に係る附則第35条第1項に規定する長期譲渡所得の金額，附則第38条第1項に規定する短期譲渡所得の金額，総所得金額，退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし，当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については，この限りでない。</p> <p>4 <u>附則第34条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については，同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額，附則第34条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と，「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第34条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には，当該金額を含む。）</u>とし，附則第35条第1項，第38条第1項，第39条第1項又は第40条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については，同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第35条第1項に規定する長期譲渡所得の金額，附則第38条第1項に規定する短期譲渡所得の金額，附則第39条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第40条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には，これらの金額を含む。）」とする。</p> <p>5 <u>第3項の規定の適用がある場合には，次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>第29条第4項の規定の適用については，同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第13条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と，「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した規則で定める申告書」とする。</u></p>

改正案	現 行
	<p>(2) <u>第30条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の5第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「から第4項まで」とあるのは「、第2項若しくは第3項又は附則第13条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」と、同条第2項中「から第4項まで」とあるのは「、第2項若しくは第3項又は附則第13条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」とする。</u></p> <p><u>（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）</u></p> <p><u>第13条の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額（以下第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。）がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第29条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用</u></p>

改正案	現 行
	<p>する。</p> <p>3 <u>所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第29条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第35条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第38条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>附則第34条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第34条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第34条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第35条第1項、第38条第1項、第39条第1項又は第</u></p>

改正案	現 行
	<p><u>40条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第35条第1項に規定する長期譲渡所得の金額，附則第38条第1項に規定する短期譲渡所得の金額，附則第39条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第40条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。</u></p> <p>5 <u>第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>第29条第4項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第13条の2第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した規則で定める申告書」とする。</u></p> <p>(2) <u>第30条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「から第4項まで」とあるのは「第2項若しくは第3項又は附則第13条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」と、同条第2項中「から第4項まで」とあるのは「第2項若しくは第3項又は附則第13条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第4項」とする。</u></p> <p><u>（阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例）</u></p> <p><u>第13条の3 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の3第4項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額については、</u></p>

改正案	現 行
<p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第14条の4 第26条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第33条第1項、附則第34条第1項、附</p>	<p>平成6年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、<u>第21条の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成8年度分以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかつたものとみなす。</u></p> <p>2 <u>前項前段の場合において、第21条の規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成8年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかつたものとみなす。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、平成7年度分の第29条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</u></p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第14条の4 第26条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第33条第1項、附則第34条第1項、附</p>

改正案	現 行
<p>則第35条第1項、附則第38条第1項、附則第39条第1項、附則第39条の2第1項又は<u>附則第40条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第26条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第2項第1号等</u>の条例で定める割合）</p> <p>第16条の2 <u>法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</u></p> <p>2 <u>法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p>3 <u>法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p>4 <u>法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</u></p> <p>5 <u>法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</u></p> <p>（<u>軽自動車税の税率の特例</u>）</p> <p>第30条 <u>法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車</u><u>が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第93条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定</u><u>中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	<p>則第35条第1項、附則第38条第1項、附則第39条第1項、附則第39条の2第1項又は<u>附則第40条の2第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第26条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>（<u>法附則第15条第2項第6号</u>の条例で定める割合）</p> <p>第16条の2</p> <p>法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>第30条 <u>削除</u></p>

改正案			現 行		
第93条第2号ア	3,900円	4,600円			
	6,900円	8,200円			
	10,800円	12,900円			
	3,800円	4,500円			
	5,000円	6,000円			
<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第36条 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において，当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は，同項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 48万円</p>			<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第36条 昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において，当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は，同項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 48万円</p>		

改正案	現 行
<p>イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 （省略）</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第39条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、<u>第19条第1項及び第2項並びに第22条の規定にかかわらず</u>、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p>	<p>イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 （省略）</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第39条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、<u>第19条及び</u> <u>第22条の規定にかかわらず</u>、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p>

改正案	現 行
<p>2 (省略)</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第39条の2 (省略)</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「<u>附則第39条第1項</u>」とあるのは「<u>附則第39条の2第1項</u>」と、「<u>一般株式等に係る譲渡所得等の金額</u>」とあるのは「<u>上場株式等に係る譲渡所得等の金額</u>」と、「<u>第37条の10第1項</u>」とあるのは「<u>第37条の11第1項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第41条の2 法<u>附則第41条第8項各号</u>に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法<u>附則第41条第8項</u>に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>ア 法<u>附則第41条第8項</u>の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>イ 法<u>附則第41条第8項</u>の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>ウ 法<u>附則第41条第8項</u>の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>	<p>2 (省略)</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第39条の2 (省略)</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「<u>附則第39条第1項</u>」とあるのは「<u>附則第39条の2第1項</u>」と、「<u>一般株式等に係る譲渡所得等の金額</u>」とあるのは「<u>上場株式等に係る譲渡所得等の金額</u>」と、「<u>租税特別措置法</u>」とあるのは「<u>租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第41条の2 法<u>附則第41条第9項各号</u>に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法<u>附則第41条第9項</u>に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>ア 法<u>附則第41条第9項</u>の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>イ 法<u>附則第41条第9項</u>の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>ウ 法<u>附則第41条第9項</u>の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p><u>(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)</u></p>

改正案	現 行
	<p>第42条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第21条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。</p> <p>2 前項前段の場合において、第21条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。</p> <p>3 第1項の規定は、平成23年度分の第29条第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを</p>

改正案	現 行								
	<p><u>得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</u> <u>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）</u> <u>第42条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第35条、附則第36条、附則第37条又は附則第38条の規定を適用する。</u></p>								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1128 1042 1341 1321">附則第35条第1項</td> <td data-bbox="1346 1042 1552 1321">第35条第1項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 1324 1341 1407"></td> <td data-bbox="1346 1324 1552 1407">同法第31条第1項</td> </tr> </table>	附則第35条第1項	第35条第1項		同法第31条第1項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1570 1042 2000 1270">第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1570 1273 2000 1321">租税特別措置法第31条第1項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1570 1324 2000 1407">第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法</td> </tr> </table>	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）	租税特別措置法第31条第1項	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法
附則第35条第1項	第35条第1項								
	同法第31条第1項								
第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）									
租税特別措置法第31条第1項									
第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法									

改正案	現 行		
		条の5	律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。), 第35条の2, 第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	附則第37条第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
	附則第38条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
		同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項
	2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が, 当該滅失をした旧家屋(同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷		

改正案	現 行
	<p><u>地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第35条、附則第36条、附則第37条又は附則第38条の規定を適用する。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第29条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</u></p> <p><u>（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）</u></p> <p><u>第43条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第14条の3及び附則第14条の3の2の規定の適用については、附則第14条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災</u></p>

改正案	現 行
	<p> <u>の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第14条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。））」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。</u> </p> <p> 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における附則第14条の3及び第14条の3の2の規定の適用については、附則第14条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第14条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。））」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。））」とする。 </p>

改正案	現 行
第42条 (省略)	第44条 (省略)

芦屋市市税条例の一部を改正する条例（平成25年芦屋市条例第29号）新旧対照表

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 附則第14条の4、第33条及び第39条から第40条の5までの改正規定（<u>附則第40条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。</u>）並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 附則第14条の4、第33条及び第39条から第40条の5までの改正規定 _____ _____ 並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日</p>

地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）

地方税の特例措置について、従来、国が一律に定めていた課税標準の特例措置に係る割合を各自治体が自主的に判断し、条例でその割合を決定できるようにするもの。

1 汚水又は廃液の処理施設に係る固定資産税（償却資産）の課税標準の特例措置に係る割合の設定

(1) 対象

平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得された汚水又は廃液の処理施設

(2) 地方税法に規定されている課税標準の特例措置に係る割合

1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において条例で定める割合

(3) 本市の課税標準の特例措置に係る割合

1/3

(4) 本市の課税標準の特例措置に係る割合の設定の考え方

わがまち特例導入前における地方税法で定められていた全国一律の割合は1/3であり、本市においては特に配慮すべき特殊な事情や必要性がなく、参酌基準を本市の課税標準の特例措置に係る割合とすることが妥当であると判断した。

2 大気汚染防止法に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設に係る固定資産税（償却資産）の課税標準の特例措置に係る割合の設定

(1) 対象

平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得された大気汚染防止法に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設

(2) 地方税法に規定されている課税標準の特例措置に係る割合

1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において条例で定める割合

(3) 本市の課税標準の特例措置に係る割合

1/2

(4) 本市の課税標準の特例措置に係る割合の設定の考え方

わがまち特例導入前における地方税法で定められていた全国一律の割合は1/2であり、本市においては特に配慮すべき特殊な事情や必要性がなく、参酌基準を本市の課税標準の特例措置に係る割合とすることが妥当であると判断した。

3 土壤汚染対策法に規定する特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設に係る固定資産税（償却資産）の課税標準の特例措置に係る割合の設定

(1) 対象

平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得された土壤汚染対策法に規定する特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設

(2) 地方税法に規定されている課税標準の特例措置に係る割合

1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において条例で定める割合

(3) 本市の課税標準の特例措置に係る割合

1/2

(4) 本市の課税標準の特例措置に係る割合の設定の考え方

わがまち特例導入前における地方税法で定められていた全国一律の割合は1/2であり、本市においては特に配慮すべき特殊な事情や必要性がなく、参酌基準を本市の課税標準の特例措置に係る割合とすることが妥当であると判断した。

4 自然冷媒を利用した一定の業務用冷蔵・冷凍機器（ノンフロン製品）に係る固定資産税（償却資産）の課税標準の特例措置に係る割合の設定

(1) 対象

平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された自然冷媒を利用した一定の業務用冷蔵・冷凍機器

(2) 地方税法に規定されている課税標準の特例措置に係る割合

3/4を参酌して2/3以上5/6以下の範囲内において条例で定める割合

(3) 本市の課税標準の特例措置に係る割合

3/4

(4) 本市の課税標準の特例措置に係る割合の設定の考え方

本市においては特に配慮すべき特殊な事情や必要性がなく、参酌基準を本市の課税標準の特例措置に係る割合とすることが妥当であると判断した。